

三重県土採取規制条例施行規則をここに公布します。

平成十三年六月二十六日

三重県知事 北川 正恭

三重県規則第六十八号

三重県土採取規制条例施行規則

三重県土採取規制条例施行規則（昭和四十九年三重県規則第四十一号）の全部を改正する。

（土の採取基準）

第九条 条例第十条の規則で定める土の採取の方法等に関する基準は、別表のとおりとする。

別表（第9条関係）

土の採取の方法等の基準

区 分	細 目	基 準 内 容
土採取中の災害防止	採取中の崩壊等による事故防止	1 土の採取を行う場合、次のいずれかの採掘方法によるものとする。 一 階段採掘法 二 傾斜採掘法 三 平面採掘法 2 土の採取における切土の直高及びこう配については、別に定めるものとする。 3 土の採取における切土ののり高に応じ、高さ五メートル毎に一メートル以上の小段を設けることとする。 4 土採取場内において土、転石及び立木が、隣接地に崩落するおそれのある場合は、崩落防止のための措置をとるものとする。
	隣接地境界との保安距離	土採取場に隣接する土地の境界との保安距離は五メートル以上確保することとする。ただし、隣接地に建築物又は公共施設が存する場合は、三重県建築基準条例（昭和四十六年三重県条例第三十五号）第六条に適合させることとする。
	排水施設	土採取場からの排水に伴う災害を防止するため、次の各号の措置をとるものとする。 一 土採取場内の排水路については、地形の低位部で縦断勾配が著しく変化しない位置に設置するものとし、次の余裕高を見込むものとする。 （イ）排水路の余裕高は水深の二割以上を見込むものとする。ただし、河川又は溪流を排

		<p>水路として利用する場合は、水面から六十センチメートル以上の余裕高を見込むものとする。</p> <p>(ロ) 排水路上に橋梁を設置する場合には、(イ)の余裕高にさらに五十センチメートル以上の余裕高を見込むものとする。</p> <p>二 土の採取によって増加する降水の流出量を処理するために洪水調節を行う必要がある場合は土採取場の排水対策を行うものとし、その方法については別に定めるものとする。</p>
	土砂流出抑止対策	<p>土採取場外への流出土砂を防止するため、次の各号の措置をとるものとする。</p> <p>一 沈砂池を設置すること。沈砂池の仕様等については、別に定めるものとする。</p> <p>二 土砂流出のおそれのある箇所については、土留め工事を施工するものとする。</p> <p>三 土の採取を一時休止し、又は完了しようとするのり面については、保護工を施工するものとする。</p>
土採取跡地の整備	土採取跡地の崩壊防止	<p>土の採取を廃止しようとする場合、次の各号の措置をとるものとする。</p> <p>一 採取跡ののり面については、土質に応じ、安定する勾配をとるものとする。なお、勾配については別に定めるものとする。</p> <p>二 落石及び人が転落するおそれがある箇所については、立入禁止柵を設置するものとする。</p>
その他必要な事項	その他必要な事項	<p>右に掲げるもののほか、土の採取の方法等の基準に関し必要な事項は、別に定める()ものとする。</p> <p>三重県土採取基準要綱で定める。</p>